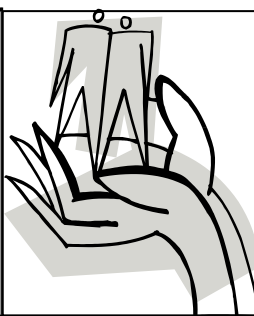


のぞみ

2022 年夏季号 (7 月 1 日発行) No. 34



NPO 法人 成年後見のぞみ会

〒178-0064

練馬区南大泉 4-29-35

代表 照山 忠利

電話 080-1700-1050

Email: info@kouken-nozomi.org

近時雑感

本格的な夏がやってきました。コロナ禍の行方はまだ見通せないものの、新規感染者は減少傾向にあり、経済活動も徐々に戻りつつあるように感じられます。私たちのぞみ会の今年度の活動も先日の通常総会（別項ご参照）を経てこれから本格化します。



今年は2つの「150年」の節目の年に当たります。一つは日本に野球が伝来してから150年です。春のセンバツで選手がヘルメットにつけていたロゴに「？」と思った人もいたことでしょうか。墨絵イラストレーターの茂本ヒデキチ氏が作成した記念ロゴマークで、野球の力強さと150年の歴史の重みを表現しています。1872（明治5）年に外国人教師として来日した米国人ホーレス・ウィルソンが、現在の神田・学士会館の建つ地で日本人に野球を教えたのが嚆矢となりました。今年は各地の野球の聖地と名所150選が選出されるほか、8月1日には神宮球場でプロアマ（U23）の記念試合も行われる予定です。

もう一つは鉄道開業150年です。明治5年10月14日、新橋・横浜間に鉄道が開業されました。これを手始めに順次全国に鉄道のネットワークが整備され、日本の発展を支えてきたのです。鉄道の歴史を振り返るとその技術の進歩と発展には驚かされます。特に近年の新幹線技術は素晴らしいもので、さらにリニア新幹線が加わろうとしています。

こうした発展の礎となったのが昭和62（1987）年の国鉄の分割民営化でした。この断行を契機としてJR各社が誕生し、労使関係の正常化が進んで経営が安定しました。旧国鉄の労働組合が大きく変貌したことにより労働界ばかりでなく政治の風景も様変わりしました。あの時の改革を牽引した葛西敬之さん（JR東海名誉会長）が先ごろ亡くなりましたが節目の年に何か因縁を感じます。JR各社は記念のイベントやキャンペーンをすでに開始しています。国や各都道府県も旅行や宿泊の割引キャンペーンを展開して経済の活性化に力を入れようとしています。



最近の急速な円安に伴う物価高には困りものですが、せめてコロナ禍の呪縛から早く解放されマスクを外して旅行でもしてみたいと願うこの夏です。

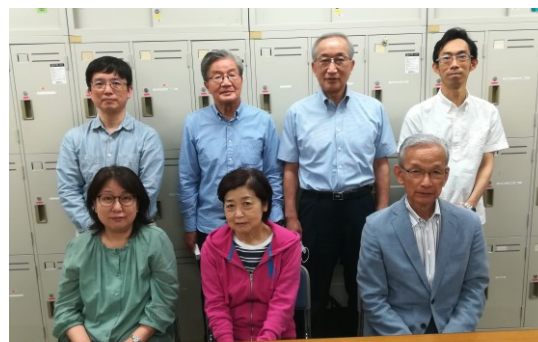
（理事長 照山忠利）

総会報告

NPO 法人成年後見のぞみ会の第9回通常総会が、令和4年5月28日（土）午前10時から石神井公園区民交流センター消費者団体活動室で開催され、全議案を満場一致で可決しました。（出席正会員9名 照山忠利、佐藤賢治、岩淵裕子、吉浦茂樹、澤田麻由美、佐藤喜代子、小川肇、曳野賢一、永井薫 委任状出席者7名）

【総会の議案】

- 第1号議案 令和3年度事業報告について
- 第2号議案 同活動計算書について
- 第3号議案 令和4年度事業計画について
- 第4号議案 同活動予算について
- 第5号議案 その他



第1号議案「令和3年度事業報告」において、今年で4回目の開催となる成年後見人講習会（4日間開催）、および「健康講演会（介護予防と健康長寿をめざして）」の事業が、コロナ禍の中にありながらも好評を博したことが報告されました。また、第3号議案では、次の点が確認されました。

- ① 今年で5回目となる講習会を、更なる充実をはかり開催すること
- ② 過去4回の実績をベースに、今年度もタイムリーなテーマを選び講演会を開催すること
- ③ のぞみ会として任意後見受任に向けて、体制整備に万全を期する事
- ④ コロナ禍により停滞していた勉強会・説明会を複数回開催すること 等

*総会の議案資料（事業報告、活動計算書等）は、成年後見のぞみ会のホームページ <http://www.kouken-nozomi.org/> に掲載していますのでご覧ください。

2022年度 成年後見人講習会のご案内

昨年ご好評をいただいた『成年後見人講習会』を、今年も下記日程で行う予定です。

基礎：9/25（日）と10/1（土） 応用：10/29（土）と11/5（土）

場所：ココネリ（練馬区立区民・産業プラザ）3階 多目的室

受講料：基礎・応用それぞれ1,000円、応用まで通算で2,000円

*当会のホームページにご案内、お申し込みフォームがありますので、ぜひご覧になって下さい。

◆ホームページのアドレス <http://www.kouken-nozomi.org/>

また、下記のご連絡先からもご案内・受付しています。

〒178-0064 練馬区南大泉 4-29-35 成年後見のぞみ会 照山忠利

TEL080-1700-1050 Eメール info@kouken-nozomi.org

「練馬終活協働チーム」の活動取材して

令和2年7月に発足し、エンディングノート(以下ノートと省略)の記入サポートを中心に、区民一人一人の終活に寄り添うことを目的として地道な活動を続けている「練馬終活協働チーム」取材しました。同チームの代表を務める清宮百合子氏にお話を伺いました。

練馬区の高齢化率は、区平均では21.9%(令和4年6月1日現在)ですが、光が丘、石神井の地域には高度成長期に建てられた都営団地が多数あり、高齢化率は40%を超えている地域もあります。そして、どの地域も高齢者の独居世帯が増加しています。

高齢者の多くが、自宅で最後まで過ごしたいと願ってはいるものの、将来どうしたら良いのか決められないまま日々過ごされているのではないかと推察します。

「練馬終活協働チーム」は、地域包括支援センターや地域団体・住民との連携強化に取り組むとともに、ノートの記入サポートの面から終活全体を支える活動を行っています。

まずは、ノートの重要性に鑑み、記入者本人やその家族にとって、本当に必要かつ有益で使い勝手の良いノートはどのようなものか?市販のノートを多数収集し検討、約1年近くをかけて、独自の新しいノートを完成させました。次の課題は、ノートを購入して持っているが、一人では記入が難しい方やそのうちと思って時間経過している方等への対応策。その解決策として「ノート記入セミナー」を企画し受講者を募集。既に第4期まで20名修了。セミナーは毎週1回(現在は水曜日)1日2時間のセミナーを4週連続計4日間受講。ノートの記入項目は「私の基本情報」等の必須編と「相続・財産」等の選択編。講師がその日の記入項目を説明、理解を深めた上でノートに記入します。実際の記入は自宅で次回(翌週)までに行います。



これを4日(週間)繰り返すとノートの記入は完了します。参加者アンケートでは「他の方の話も聞けて楽しかった。ノートの記入を終えて安心。」「子供たちと終活について話し合う良いきっかけになった。」と好評でした。(取材記・佐藤賢治)

～セミナーの参加申し込み予約は下記連絡先で受付～

料 金：ノート代1冊千円、セミナー受講料4回で2千円、合計3千円

連絡先：NPO 法人楽膳倶楽部「練馬終活協働チーム」TEL：03(6915)6300

★チーム主催・区後援「練馬終活フェスタ」のご案内★

10月2日(日)ココネリホールにて開催予定
終活関係の20団体が各種展示、相談会等出展
当会(成年後見のぞみ会)も参加予定

「練馬終活協働チーム」の発足時から当のぞみ会メンバーもチームに参加活動中。当日会場へお越し頂ければ嬉しく存じます。

成年後見制度の手引き⑫ 法定後見の申立て手続き その4

法定後見の申立てに必要な書類のうち「後見・保佐・補助開始申立書」（以下、申立書）は、成年後見人等の申立ての内容を記載する書類です。

「申立人」欄には、申立人の氏名、住所等を記載します。申立人には、成年後見等を受ける本人やその配偶者、4親等内の親族等ができることができます。申立人と成年後見人等候補者が同一人である必要はありません。例えば、成年後見人等候補者として、親族ではない友人を指名する場合は、成年後見人等候補者とは別の本人やその配偶者、4親等内の親族等が申立人となります。「手続代理人」とは、成年後見人等の申立書類の作成・手続きを弁護士や司法書士等の専門職に依頼する場合に記入します。

本申立書類等の家裁への提出資料では、後見等を受ける側の人、即ち被成年後見人等は「本人」と呼ばれます。この為、「本人」欄には、成年被後見人等の氏名、住所等を記載することとなります。「申立ての趣旨」欄では、後見、保佐、補助いずれかをチェックし、「申立ての理由」欄にその理由を記載します。「成年後見人等候補者」欄には、成年後見人等になってもらいたい人の氏名、住所等を記載します。家庭裁判所に一任する場合は、該当欄にチェックを入れます。「手続費用の上申」、「添付資料」欄の該当箇所にチェックを入れ、最後に1枚目のページに申立者の捺印、必要な額の収入印紙を貼付すれば申立書の完成です。

保佐を申し立てる場合は、申立書と合わせて「代理行為目録（保佐・補助用）」を提出することにより、特定の法律行為について代理権の付与を申し立てることができます。保佐人には、重要な法律行為に関する同意権・取消権が自動的に付与されますが、重要な法律行為以外について同意権・取消権の付与を申し立てる場合は、申立書の「申立ての趣旨」の保佐欄にその法律行為を記載することで申し立てることができます。

補助を申し立てる場合は、申立書と合わせて保佐と同様に「代理行為目録（保佐・補助用）」を提出することにより、特定の法律行為について代理権の付与の申立てをすると共に、「同意行為目録（補助用）」を提出し、重要な法律行為のうち必要な同意権・取消権を申し立てることができます。

（小川 肇）

ご案内

成年後見制度に関する勉強会（出張講座）や個別の相談にも対応いたします。

成年後見制度って、何だか難しそう… 後見人、私の場合、いつだれに頼んだらよいの？

お問い合わせ・お申し込みは下記まで、お気軽にご連絡ください。

〒178-0064 練馬区南大泉 4-29-35 成年後見のぞみ会 照山忠利
TEL080-1700-1050 Eメール info@kouken-nozomi.org